

# 令和 8 年度沖縄県管理空港運営制度検討調査業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

令和 8 年度沖縄県管理空港運営制度検討調査業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで

## 3 業務目的

沖縄県は、下地島空港を除く県管理 11 空港の運営を所在市町村に事務移譲しているが、これまでの旅客数の増加や業務の複雑化に伴い、市町村の負担増が喫緊の課題となっているうえ、今後も保安検査体制の空港管理者への移行、国の規程改正に対応する業務等、事務量の増加が予想される。

本業務は、持続可能な空港運営体制の構築に向け、離島空港の特性に適した将来の空港経営改革を検討する判断材料とするため、下地島空港を含む全 12 空港の運営実態や収支構造を詳細に把握・分析することを目的とする。

## 4 業務内容

施設の維持管理状況、利用動向、離島路線の役割等を精査し、管理運営上の課題や将来的な展望を抽出・可視化することで、運営改善に向けた令和 9 年度以降の議論の基礎となる客観的データを収集し、本県における持続可能な運営体制のあり方を多角的に比較検討するために必要な情報を整理する。

### (1) 基本情報および法令等の整理

#### ア 各空港の基本情報の整理

12 空港の概要（空港位置、運用時間、沿革、就航路線）を整理する。また、各空港が保有する基本施設（滑走路等）、建築施設（ターミナルビル等）、付帯設備（灯火設備、無線設備、消防車、気象設備、管制、監視・通信設備、インフラ設備等、駐車場）のスペック、数量、管理主体等の基本的な情報を整理する。

#### イ 関係法令・制度の整理

航空法、空港法、PFI 法、民活空港運営法等の関連法規、県条例および規則における権限、役割や責任を整理する。これに加え、国や県が策定する関連計画（新・沖縄 21 世紀ビジョン等）との関係性を整理すること。

#### ウ 先行事例の調査

他都道府県（特に小規模空港）におけるコンセッション・指定管理者制度等の導入事例や経営改革の動向や課題を調査し、本県への適用可能性を検討する上での示唆を整理する。

### (2) 空港運営の実態把握と多角的な現状整理

各空港の現状を財務・施設・利用実態等の観点から可視化し、客観的なデータを整理する。

#### ア 運営形態の現状分析

設置・管理者等（事務移譲市町村、空港ビルおよび入居テナント、航空会社、グランドハンドリング、保安・警備・清掃等の関連事業者を含む）による複雑な運営形態や、各主体の役割分担の実態を整理する。

イ 施設の現状分析

上記（１）アで整理した各空港の基本施設、インフラ設備について、現在の老朽化状況および維持管理体制を整理する。

ウ 利用実績の分析

離着陸回数、旅客数、貨物取扱量の推移を収集する。航空ネットワークの変遷、空港二次交通および空港所在離島における航路（海路）の就航状況やダイヤ等とあわせて多角的に分析する。

エ 収支構造の可視化

各空港における航空系収入・非航空系収入および支出の実績を収集・整理し、空港ごとの収支バランスの現状を明らかにする。

（３）市町村の事務負担および運営上の課題抽出

現状の事務移譲体制における課題を、定量的・定性的な両面から抽出する。

ア 事務負担実態調査

事務移譲先の市町村に対し、業務の複雑化に伴う職員の稼働状況や専門性の確保、市町村職員配置の困難性や財政的負担等の実態について、ヒアリングやアンケート等により調査・分析する。

イ 運営上の諸課題の整理

施設の維持管理リスク、今後の需要変動への対応力など、市町村事務移譲を継続する場合における将来想定される問題点を整理する。

（４）将来分析および運営手法の比較検討

ア 将来需要・投資負担の予測

（１）～（３）で整理した資料を基に、今後の保安検査体制の空港管理者への移行等、業務量増に応じた人件費の試算や将来の航空需要を予測し、必要となる施設更新費用や将来の収支構造を試算・分析する。

イ 最適な運営手法の検討

公共性の確保と効率的な運営の両立を図る観点から、複数の運営手法（コンセッション、有料駐車場等の一部施設のみ指定管理、県直営化等）の利点・欠点を、現行体制と比較して、財務・実施体制の両面から整理する。着陸料の引き上げや減免の見直し等、収支改善の効果策も提案し、加えて整理する。

ウ 雇用情勢を踏まえた持続可能な人材確保策の検討

処遇改善のみでは解消できない離島特有の絶対的な人手不足を前提とし、業務見直し（省人化・マルチタスク化）や、複数空港間での広域連携など、現実的かつ持続可能な人員体制の構築策を検討する。

エ 将来検討の提案

本調査をもとに本県に最適な運営手法の立案に向けた論点を整理し、本県が令和９年度に具体的な事業スキームの検討・協議、令和１０年度までに新制度導入の是非を判断できるよう、令和９年度以降の検討調査の方向性、スケジュールを提案する。

※令和９年度以降の検討調査については、各年度予算の成立を前提とする。

- (5) 今後の検討調査業務の方向性に関する有識者からの意見聴取（委員会開催）  
上記（4）エについて、委員会を開催し意見聴取を行う。  
ア 委員会の開催要領の策定支援、委員選定・調整の補助。（想定1回、web併用可）  
イ 検討事項の作成および会議資料、議事録の作成。  
ウ その他、委員会運営に必要な事務局支援。

(6) その他、自由提案

## 5 企画提案書の内容

下記の1)～3)を踏まえ、A4縦置き横書き長辺綴じ(文字の大きさは10.5ポイント以上とする。両面印刷可)4頁以内で作成すること。 ※提出は紙5部およびPDFデータとする。

### 1) 業務実施方針

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

### 2) 課題の認識と提案

上記4(1)～(5)の業務内容に応じて現状認識および調査の方向性を明確にして記載する。

### 3) 自由提案

## 6 予算に関する要件

本業務に係る予算は41,000千円(消費税込み)であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

各空港へのヒアリングや発注者との業務調整についてはオンライン対応も可能とする。

上記4(5)の検討会の委員に対する報酬、旅費およびその支払手数料は本業務に係る予算に含むものとする。ただし、本業務に関する調整および視察等に必要な県職員の旅費(国内に限る)については、本業務に係る予算とは別途で県から直接支出する。

## 7 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

## 8 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に県と別途協議を行った業務

## 9 成果品

(1) 業務報告書を作成し提出すること。

(2) 提出部数は印刷製本 3 部、電子記録媒体 1 部とする。（※表、グラフ、図、面談・交渉記録等を含めること。）

※成果物については、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、Word、Excel、PowerPoint などの元ファイルも提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

## 10 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。また、成果品に係る著作者人格権を行使しないこと。

## 11 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。また、本業務の実施にあたっては、離島における調査環境の特殊性（天候不良等による移動手段の影響等）に留意し、県と緊密に連携を図りながら、実効性のある工程管理を行うものとする。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。